

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月1日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (19人)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 中島ふぢ子

2番 山口 秀行

3番 川崎 豊洋

4番 新宮 義晃

5番 池田 恵

6番 小川 龍也

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 (11名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

田口 健一

池田 保吉

中島 政秀

小柳 仲雄

内田 秀敏

柳瀬 伸博

松本 広喜

4. 議事日程

- 議案第163号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第164号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第165号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
議案第166号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第167号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。梅雨の晴れ間でお忙しい中に全員出席いただきありがとうございます。今日の総会がこのメンバーで開催する最後の総会となります。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今から第37回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、3番の川崎委員と4番の新宮委員さんよろしく申し上げます。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、</p> <p>議案第163号が1件、議案第164号が5件、議案第165号が1件、議案第166号が4件、議案第167号が1件となっています。</p> <p>それでは議案第163号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。次の1番と議案第164号農地法第3条の規定による許可申請審議について番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	異議なしと認めます。

	<p>それでは、一括して、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>はい。報告します。26日午前中に松本推進委員さんと現地確認を行いました。譲受人の方が対応してくれました。親子間による所有権移転ですが、お父さんは高齢でもあり、また、仕事が忙しいということで、耕作が難しく子どもさんに譲ることになったそうです。</p>
松本推進委員	<p>委員さんがおっしゃられたとおり現地確認に一緒に行きました。特に問題はないかと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第163号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第164号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第164号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	26日にご連絡いたしましたところ、親子間における所有権移転ということで間違いありませんということで、現地確認にも行きましたが、柿の木が30本ほど植えてあったり、野菜を作っていたりでした。
松本推進委員	一緒に現地確認に行きました。中島委員さんのおっしゃったとおりです。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第164号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第164号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び田口推進委員から調査報告をお願いします。
水田委員	譲受人は、昨年生前贈与の件でお会いしました。今回は親族間での贈与との事です。譲渡人は譲受人のお父さんのおばさんになられるそうです。今までも譲受人が耕作されていたとの事です。
田口推進委員	現地については、いつも見ておりますが、きちんと耕作されております。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第164号3番について、ご異議ご意見ございませんか。

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第164号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び田口推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>譲渡人は譲受人の祖母になられます。こちらも同じく親族間の贈与です。耕作もきちんとされています。</p>
田口推進委員	<p>補足ございません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第164号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第164号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員及び池田推進員から調査報告をお願いします。</p>

新宮委員	はい。報告をいたします。譲渡人とは電話で連絡をいたしました。譲受人とも話しましたが、議案のとおり間違いありませんという事です。現地の方は29日に池田推進委員と一緒に確認に行きました。今は耕作がされていない状態で草が生えておりましたが、問題は無いかと思います。
池田推進委員	新宮委員さんと一緒に現地に行きました。出入口も確保してあって、問題ないかと思います。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第164号5番について、ご異議ご意見ございませんか。
水田委員	同じ区画で第3条と第5条と分けて所有権移転の申請が出ておりますが、説明をお願いします。
事務局	譲渡人から土地を購入して譲受人が住宅を建設する予定になっております。住宅等建設のための転用は必要最小限の面積で転用申請をすることになっております。その関係で、譲受人の住宅建設に必要な面積以外の部分はお父さんが畑として購入して、管理は息子さんである譲受人が野菜を作ったりされるそうです。
議長	それではほかに、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、5番は原案どおり認められました。 続いて、議案第165号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、議案第165号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、鉄道の駅からおおむね300m以内にある市街地の区域又は市街化の著しい区域にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断されます。また、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。以上です。

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された新宮農業委員と池田推進委員から調査報告をお願いします。
新宮委員	はい。報告をいたします。申請人の娘さんが美容室を経営されておりまして、家の前に少し駐車場がありますが、そこは狭くて、今回の申請地を駐車場にしたいとの事でありました。ここは、事務局の説明でもあったとおり、周りは住宅地となっております。転用する面積的にも狭いです。計画としては、半分程度をコンクリート舗装して、あとは未舗装のままにしたいとの事でした。排水等についても何ら問題ないかと思って現地を見ております。現地確認には池田推進委員さんと2人で行きました。以上です。
池田推進委員	おっしゃるとおり2人で見に行きました。特に問題はないと私も思いました。以上です。
議長	ただいま、調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続いて、議案第166号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、議案第166号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、鉄道の駅からおおむね300m以内にある市街地の区域又は市街化の著しい区域にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断されます。また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された新宮農業委員と池田推進委員から調査報告をお願いします。
新宮委員	先程の議案第164号5番と関係があるわけですが、電話で確認を行いまして、譲渡人、譲受人共に、議案書の内容で間違いないとのことで

	<p>ございました。現地の方は先ほども報告したとおり、池田推進委員と2人で確認に行っております。ここに入る道路なども結構広くて問題ないかと思えます。ここも住宅地に囲まれた一角でございまして、転用しても問題ないと思えます。</p>
池田推進委員	<p>補足ありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。続きまして、議案第166号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された新宮農業委員と池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
新宮委員	<p>報告をいたします。譲渡人につきましては、電話で確認をいたしました。議案書のとおり間違いありませんという事でした。それから、譲受人については行政書士法人の担当者の方へ電話で確認を取りました。この地区の関係者の方、区長さんや所有者の方、隣接の関係者、生産組合長さんなど一緒に集まってもらって説明をして、了解をもらっておりますとの事でした。現地の方は池田推進委員さんと一緒に見に行きましたが、周りは全て農地でございました。申請地はだいぶ前から耕作されておらず、放置されたような状態になっておりました。そのような状態にしておくよりも、こういう施設</p>

池田推進委員	<p>を作って管理された方がいいのではないかと判断をしました。</p> <p>草刈りは毎年してあったので、木は一切生えていない状態だったのですが、やはり高齢で管理が難しいとの事だったので仕方ないかなと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されますが、農地法施行令第4条第1項第2号により農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に転用する場合は例外として許可できることから、許可相当と判断しております。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された水田農業委員及び田口推進委員から報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>26日土曜日に田口推進委員と申請人と担当の建設会社の方とお会いしました。隣接地の方も現地にちょうどいらっしゃったので、一緒に説明を聞いてもらいました。本来ならば、先月提出される予定だったようですが、保健所への届出が済んだ旨の書類を添付する必要があったので今月となったそうです。工場排水の排水方向となる地区とは説明会を17日に行って了解を得ているそうです。なぜ、移転が必要かということですが、保健衛生関連の法律が年々厳しくなっていく中で、現在の工場を稼働しながら設備の更新や入れ替え等を何とかしてきたが、作業スペースが手狭になってきたとのことでした。</p>
田口推進委員	<p>水田委員さんの説明に補足ありません。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、3番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、調査された新宮農業委員及び榊原推進委員から報告をお願いします。</p>
新宮委員	<p>報告をいたします。榊原推進委員さんから連絡をもらいまして、29日に総代会が行われるということで、皆さん一緒に話を聞かせていただきました。</p> <p>現地は、草掃いをされていますが、作物は何も作っておられませんでした。</p> <p>駐車場は北側にあるのですが、車が多く集まる時はそれでは全然足りていないという事でした。隣接地の方の承諾も得られていますし、特に問題はないと思います。舗装等は特にせずに未舗装のままにしたいとの事です。</p>
榊原推進委員	<p>私の家の近所なんですが、排水だけきちんとしてくださいと言っています。</p> <p>あとは、特に問題ありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、4番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

事務局	<p>したがって、4番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第167号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された池田農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします</p>
池田委員	<p>ここは、現地まで行きにくいところですが、借り手の方がそこまでの道も常々きれいにされているので、いいなと思います。事前に今回の申請の件も聞いていてよろしく申し上げますとの事です。貸し手の方とは29日に電話で確認しまして、引き続き耕作していただけるという事で感謝していますという事でした。借り手の方は息子さんがサラリーマンで働かれていますので後継者としてはいらっしゃらないとの事です。しかし、休みの日には息子さんや、娘さんが手伝ってくれるので、あと10年くらいは耕作できそうですとの事です。以上です。</p>
池田推進委員	<p>貸し手の方は、昔から私とおつきあいがあったのですが、病気されてこちらでの耕作を止められました。ですので、誰かが作らないと、ジャングルみたいになってしまいます。借り手の方は、みかんの新種を植えられたりして頑張られていますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他の件について</p>

議長	<p>て、委員からご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第37回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>
----	--

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和2年 7月 1日

会 長 秀 島 克 博
議事録署名者 川 崎 豊 洋
議事録署名者 新 宮 義 晃